

## 【添付書類の記載に係る注意事項】

- 1 「申請者の活動内容の概要が分かる資料」については、申請者の活動実績を把握する観点から、適宜、ホームページや雑誌等の記事その他参考となる資料を添付するものとする。
- 2 「過去3年間の収支決算」については、過去3年を基本とするものだが、次期の収支決算の内容が分かる場合又は新たな収支決算が作成された場合には、直近の収支決算として用いるものとする。
- 3 「役員、職員名簿、組織図等」については、定款等の提出をもってこれを省略することができる。ただし、これらが重複していない場合には添付を要するものとする。
- 4 「連携する団体の概要が分かる資料」については、連携する団体の概要によるほか申請者との関係が明示する資料となるよう整理するものとする。
- 5 「計画地区位置図」については、施設の位置及び附近の状況が分かるような図面(図面縮尺は25,000分の1又は10,000分の1程度)を添付するものとする。
- 6 「計画施設平面図」については、当該施設に配置予定の機材や備品等の導入計画を踏まえ整理するものとする。
- 7 「施設等の規模決定根拠資料」については、番号1によるほか、施設の利用計画を勘案し、適正な施設等の規模を整理するものとする。
- 8 「事業費の積算資料」については、都道府県等で使用される単価を基準に適正な価格により算出するものとする。また、見積書により事業費を算出する場合には、原則として、複数の者から見積書を取得して比較を行うものとする。
- 9 「資金調達及び償還計画書」については、自己資金又は融資の別を記載することとし、金融機関から借入を行う場合には、借入金の償還に関する計画を整理するものとする。
- 10 「施設の収支見通し」については、補助対象となる施設等に関する収入及び支出を損益計算書等の資料に準じて整理するものとする。
- 11 「費用対効果」については、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果算定要領」等の資料を参考に作成するものとするが、事業費を上回る効果を得られることを証する資料であれば、この他の算定方法も可とする。

〔 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のホームページ  
[http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k\\_project/pdf/hiyo\\_koka.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/pdf/hiyo_koka.pdf) 〕

食と地域の交流促進対策交付金交流促進計画の「3事業の概要」の記載に当たっては、本対策への取り組みによって都市農業の振興や都市農地の保全にどのようにつながるか等、実施主体として、これまでの活動を踏まえ具体的な計画等を整理するものとする。